

新国立劇場格納型新バレエ床の製作に関する
仕様書

目次

1. 件名
2. 目的
3. 新国立劇場バレエ床要旨
4. 格納型新バレエ床要旨
5. 格納型新バレエ床の格納方法要件
6. 提案書
7. 搬入時の形状
8. 設置場所の指示
9. 納入場所
10. 納入期限
11. 代金の支払
12. 一般事項
13. 特記事項
14. その他

1. 件名

新国立劇場格納型新バレエ床の製作

2. 目的

新国立劇場では、バレエ公演時にダンサーの身体への負担軽減を行うことを目的とし、日本人のダンサーにあわせて製作された専用のバレエ床を諸外国のオペラハウスと同様にバレエ公演で使用している。

格納型新バレエ床は、バレエ床の本来の目的・性能の現状維持、且つ、バレエ床の設置、格納作業における時間短縮と、舞台上のスペースの確保を実現することにより入れ替え公演の演目の種類を増やし劇場への来客の増大を図ることを目的として製作するものとする。

3. 新国立劇場バレエ床要旨

- 3.1. バレエ床は、新国立劇場の主舞台に設置され、バレエ公演の際にダンサーの身体への負担を軽減させる物である。
- 3.2. オペラ劇場の迫り1号迫り～4号迫りまでをバレエ床の使用範囲とする。
- 3.3. バレエ床分の高さを、劇場の迫り機構で下げることにより、舞台面の高さに合わせているが、バレエ床の高さ調節機能により微調整を行い、周りの床と段差が生まれないようにしている。
- 3.4. 組み上がりの状態は、人、舞台装置が床上に乗っても、段差、歪みが生じないこと。
- 3.5. 天板は15mm厚の防炎ラワンベニヤで構成されること。
- 3.6. クッション材は、ノイアックゴムスポ C-4305 34mmを、直径 68mm の円筒形に型抜きしたものを使用すること。
- 3.7. クッション材の取り付け間隔は、クッション材の中心点より202mm ピッチで構成されること。
- 3.8. 板とクッション材の接着は適宜ボンドで貼り付けること。
- 3.9. 各つなぎは本実加工で、つなぎの段差解消の役目をしていること。

4. 格納型新バレエ床要旨

- 4.1. 新国立劇場のバレエ床の要旨を満たし、且つ以下の機能が追加されたものであること。
- 4.2. 仕上がり寸法は、間口18180mm×奥行14544mm であること。
- 4.3. 8分割して、格納出来ること。
- 4.4. 分割された1つの寸法は、間口18180mm×奥行1818mm(接合部材除く)であること。
- 4.5. 表面は、新国立劇場が指定したビニールフロアを貼り着けること。

4. 6. ビニールフロアは、ハーレクイン社のカスケード、または、共和産業の TF リューム T-333 の 2 種類から新国立劇場運営財団(以下「財団」という)が選択し、指定した物を使用すること。
4. 7. ビニールフロアの張替時に、バレエ床本体を傷めない目的で、3mm のラワンベニヤ(防炎)をバレエ床にビス止めしたのち、ビニールフロアをボンドばりすること。
4. 8. パーツごとのつなぎ部分に段差が生じないようにすること。
4. 9. 総体18180mm×奥行14544mm の外周には、水平調整機構を付けること。

5. 格納型新バレエ床の格納方法要件

5. 1. 2パーツを新国立劇場オペラ劇場のバトン 1 本に吊れる構成であること。
5. 2. 2パーツと、吊りの構成部品等を含め、オペラ劇場のバトンの最大吊荷重である1. 2t以内に収めること。
5. 3. 吊り上げた状態では、本体や、構成部品その他が、落下防止策を含めた安全対策が講じられていること。
5. 4. 総体の厚みは90mm を超えてはならない。
5. 5. 吊り上げた状態では、床の前奥の傾きは100mm 以内で収めること。(垂直吊り上げ)
5. 6. オペラ劇場に吊り上げ格納された状態は、劇場スノコ近くの高さになり、バレエ床の温度の上昇が考えられる、そのため温度(35度)に影響されない接着剤を使用すること。

6. 提案書

入札時に仕様に沿った格納型新バレエ床の製作に関する提案書(詳細図面を含む)を提出すること。

7. 搬入時の形状

搬入時の形状は、財団と協議し、指示に従うこと。

8. 設置作業の指示

搬入後の組み上げ舞台設置作業に関して、的確な指示を行うこと。

9. 納入場所 東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場

10. 納入期限 平成31年3月29日

11. 代金の支払

請負代金は、財団技術部による製品の納入検査完了後、請求の書類が届いた日より、30日以内に財団会計課より1回に支払うものとする。

12. 一般事項

12. 1. 総則

この物品製造の請負者は、仕様書及び契約書に基づき製造目的物を納入すること。

12. 2. 発生材の処理

納入等では発生した生産材は、請負者の責任において、適切に構外処分すること。

12. 3. 1. 保証期間

3年間の保証期間を設けること。

12. 3. 2. 保証期間内において、明らかに利用者側の原因によると判断される以外の故障や異常については、無償で修理を行うこと。なお、保証期間は3年とするが、保証期間以降(4年目以降)も、故障や異常が発生した場合には、速やかに対応すること。

13. 特記事項

13. 1. 納入前の仕様確認審査

契約書取り交わし後30日以内に、仕様に基づいた1パーツの半分(1818mm×9090mm)を製造し財団の審査を受けること。審査を行う日時と場所については、後日財団と打ち合わせを行い決定するものとする。

13. 2. 納入について

新国立劇場において公演等の予定があるので、納入の日時や納入場所については、財団において、後日打ち合わせを行うものとする。

14. その他

以上は、概要を示したものであるから、製造にあたっての詳細及びその他不明な点については、財団と協議し、指示に従うこと。

請負契約書(案)

件名 新国立劇場格納型新バレエ床の製作

発注者公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の条項によって請負契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 甲は乙に対し、新国立劇場格納型新バレエ床（以下「本製品」という。）の製作を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に対し、委託する業務の範囲は、別紙仕様書のとおりとする。

（債権譲渡の禁止）

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部もしくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（請負代金とその支払方法）

第4条 本契約による請負代金は金 円とする。うち消費税及び地方消費税額は 円とする。請負代金額には本契約の業務遂行に係る費用全てを含むものとする。

2 請負代金は業務完了後に支払うものとする。乙は、業務終了後、甲の技術部に請求書を提出し、甲は請求書を受領した日から起算して30日以内に1回に支払うものとする。

（納入）

第5条 乙は、別紙の仕様書に基づき、本製品を納入するものとする。

2 納入場所は新国立劇場（東京都渋谷区本町一丁目1番1号）とする。

3 乙は、平成31年3月29日までに、本製品を正常に使用できる状態に設置し、甲に納入するものとする。

4 乙は、本製品の納入に要する費用を負担するものとする。

（納入前の仕様確認審査）

第6条 乙は、本契約締結後30日以内に、別紙仕様書に基づいた製品の1パーツの半分（大きさ1818mm×9090mm）を製造し、甲の審査を受けるものとする。

（検査・引き渡し）

第7条 甲は、乙が完成した製品が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認したときは、その引き渡しを受ける。

2 乙が完成した製品が契約の内容に適合していない場合は、乙は、直ちにこれを補修し、再度甲の検査を受けるものとする。

（完成図書の提出）

第8条 乙は、納入時に製品の詳細仕様及び図面を含む本製品の完成図書を甲に提出するものとする。

（所有権の移転）

第9条 本製品の所有権は、引き渡しにより乙から甲に移転する。

（品質保証及び瑕疵担保）

第10条 乙は本製品の引き渡し後、3年間は製品の品質、性能について保証する。

2 本製品に瑕疵のあることが判明したときは、甲は乙に対し瑕疵の補修又はこれに代わる損害

賠償もしくは瑕疵の補修とともに損害賠償を請求することができる。

(危険負担)

第11条 本製品が、引き渡し前に滅失毀損したときその他引き渡しまでの一切の危険、甲の責任による場合を除くほか、全て乙の負担とする。

(契約保証金)

第12条 甲は乙に対し、本契約の契約保証金の納付を免除する。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の締結及び履行にあたって知り得た相手方の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 乙の帰すべき事由により納入期限に本製品の納入をしないとき、又は納入期限に本製品の納入をする見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (3) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- (4) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(属性要件に基づく契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員またはその支店の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(行為要件に基づく契約の解除)

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第17条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(損害賠償)

第18条 第13条から15条までのいずれかにより本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(遅延利息)

第19条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該機関を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(合意管轄)

第20条 甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

(協議事項)

第21条 本契約書または別紙仕様書に定める事項について疑義を生じたとき、またはこれに定めない事項については甲乙双方の協議により定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書は2通作成し、甲・乙記名、押印の上、各1通を所有するものとする。

平成30年 月 日

(甲) 東京都渋谷区本町一丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎元規

(乙)